

令和7年度第1回神奈川県再犯防止推進会議 議事録

日時：令和7年9月2日（火）14:00～16:00

会場：横浜保護観察所 研修会議室（よこはま新港合同庁舎4階）

1 開会

（事務局から委員の出欠状況を報告）

2 あいさつ

（笠井地域福祉課長）

3 議事

（1）神奈川県再犯防止推進計画の令和6年度評価まとめについて

（小西座長）

9月に入ったにもかかわらずかなり暑い日が続いておりますが、お集まりいただきありがとうございます。いよいよこの第2期の評価を、今年度の会議では行うこととなりますが、オブザーバーの市や町の皆様とともに、情報共有を図りながら、この会議を進行してまいりたいと思います。また、前回1月の会議以降も様々な動きがありました。先ほど課長がご紹介されましたように、国連の国際準則の中に、新たにHogoshiという日本の言葉がそのまま採用され、地域社会における社会復帰の支援のためのボランティア活動の一つの例として挙げられているということで、今年度中の国連総会で採択されるということが見通しとしてあるということでもあります。こうした地域との連携というのが、この再犯防止においても非常に重要なことであるというのは、現在世界的にもかなり強く認識されているところでございます。また、国内においても、今年の6月に、令和4年に刑法等一部改正が行われたその改正内容の一部分が施行されるということになりました。1つは新しい執行猶予制度ということで、これまでよりも執行猶予に関して、とりわけ、保護観察付執行猶予が、より利用しやすくなったという形での法改正が行われています。再度の刑の全部執行猶予の対象者の範囲の拡大、また、執行猶予の効果の延長というようなことも、新しい執行猶予制度のもとでは行われています。その中では、再度の保護観察付執行猶予においては、少年鑑別所との連携についても規定が置かれているなど、各機関の連携が求められているところでもあります。また、もう1つ、拘禁刑の施行というのも、この6月に大きな変化としてございました。このところ後半の各機関からの活動のご紹介の中でも触れられるところがあるかと思います。

では、早速ですが、議題1から入ってまいりたいと思います。神奈川県再犯防止推進計画の令和6年度評価まとめについてです。この点について事務局からご説明をお願いいたします。

＜事務局、資料1「神奈川県再犯防止推進計画（第2期）令和6年度評価まとめ（案）」を説明＞

（小西座長）

ありがとうございます。できるだけ数値化して、取組状況を把握していくということで、各項目について、実績を数値でできる限り示すという形になっているかと思いますので、それに基づいて評価していくということで構成されております。では、各委員の皆様から何かこの議題につきましてご意見等ございましたら、出していただければと思いますが、いかがでしょうか。では、大津留委員お願いします。

（大津留委員）

3ページのところ、質問になるのですが。就労の確保の評価（案）のところで、協力雇用主の登録数が増えたってところがある。雇用者数はわかりますか。ちょっと個人的に興味。協力雇用主になる方が増えても、実際（に雇用される雇用主が）増えにくいところもあるのかなという実感としてありますので、そこら辺もしわかれば、評価（案）に入れたらいいのかなと思いました。以上です。

（小西座長）

ありがとうございます。事務局、何かこの点、ございますか。

（事務局）

今、手元に数字がありませんので、確認をして反映できれば、評価（案）に反映をしていくようにしたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

（小西座長）

何か、保護観察所で把握していることがあれば。

（鍋島委員）

実際、雇用するというのはなかなか難しいところがあるのですが、協力雇用主の拡大に合わせて、少しずつではございますが、実際の雇用者も増やしているというところでございます。ちょっと細かい数字は手元にございませんので、申し訳ございません。

(小西座長)

ありがとうございます。何かございますか。竹内委員。

(竹内委員)

雇用労政課で把握していると思うので、答えてもらったらどうですか。

(雇用労政課)

委託先の就労支援事業者機構さんのほうに、県内の協力雇用主の数と、実際に雇用されている企業の数をお伺いしたのですが、課内の資料で使うものでしたので、令和6年度ではなく令和7年度7月末時点ということでお伺いしております。少々お待ちください。

(大津留委員)

この質問の趣旨をちょっと説明すると、協力雇用主が実際増えていると聞きますし、刑務所の中で在所中に採用内定が結構上がってきてはいますが、頭打ちも感じていて、面接に来てくださる方も幅が広がったと思うのですが、雇ってくれる会社はだんだん固定しているというのが近いかなあと。ちなみに横浜刑務所は、この前、管区に聞いたところ、一応、全国の中で一番、刑務所の中で実数として採用内定数で令和6年度はトップをとったということですがけれども、でも実際、数は増えても、同じ会社を割と取るっていう、そんなイメージですので、そんな趣旨も含めて質問した次第です。

(小西座長)

そういう採用されている会社っていうのは、県内の会社が多いのでしょうか。

(大津留委員)

県内もありますし、近いところだと東京も多いのですが、東京、神奈川と、ちょっと離れると埼玉、千葉ぐらいですけども。

(小西座長)

県内の企業にもいろいろ。

(大津留委員)

結構協力いただいているというところですね。

(小西座長)

何か出てきましたか。

(雇用労政課)

先ほど申し上げましたように、こちらのほうで確認させていただいた数字としては、県内の令和7年7月末現在の数字になりますが、962社が協力雇用主に登録されているほか、実際に出所者等を雇用されている雇用主は53社になっています。

(小西座長)

情報のご提供ありがとうございます。現状について、令和7年7月末、962社が登録されて、53社が実際に雇用されているというところでございます。実際に雇用される企業が、更に増えていくという方向に進められればと思いますので、関係される団体、機関の皆様も、ぜひ就労支援について更に後押ししていただければと思います。

大津留委員、以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。では、他に何かご質問等ご意見等ございますでしょうか。薬師寺委員、お願いします。

(薬師寺委員)

薬師寺でございます。取組実績のところ、一部追記をしたほうがいいかなというところについて発言します。7ページの一番下の実績の丸に書いてあります生活困窮者自立相談支援事業ですが、この事業については福祉事務所設置自治体で行っておりまして、神奈川県所管域に関しては、町村部が対象になっているところでございます。私も神奈川県社会福祉協議会が県より委託を受けて実施しておりますが、この表記ですと神奈川県全体の相談件数に見て取れてしまいますので、町村域の実績を書いただけると県民の皆様には理解が及びやすいかなというふうに思っています。また、神奈川県のほうでは、県におきまして、生活困窮者自立支援法に位置付いた就労準備事業を、民間企業様にも協力いただきながら進めていると聞いておりますので、こちらの福祉のほうでも就労準備支援を広げているということ、実績として入れていただけるといいのではないかなと思いました。

また、8ページの評価(案)の表記のところについて、4つ目の4段落目のところに、同様の事業についての評価(案)がございしますが、こちら、文言の言葉遣いになりますけれども、「生活困窮に陥っている者」と書いてありますが、6ページでは「方」ということで敬称を使っておりますので、評価(案)についても「者」ではなく「方」ということで表記を統一していただけた方がいかなというふうに思います。瑣末ではございますが、以上でございます。

(小西座長)

ご提案ありがとうございます。事務局、今の方向で検討、修正するということによろ

しいですか。

(事務局)

はい。その方向で修正したいと思います。ありがとうございます。

(小西座長)

他にはいかがでしょうか。何かお気づきの点等があればと思いますが。よろしいでしょうか。では、事務局におかれましては、ただいま出していただきましたご意見等を踏まえて、修正を加えていただければと思います。最終的に評価まとめを確定させて、メールか何かで各委員にもお送りする形ですか。特にもうこれで確定させるということですか。

(事務局)

もし差し支えなければ、修正したものを小西座長にご確認をいただいた上で公表するという形をとらせていただければと思います。

(小西座長)

わかりました。そのような形でこの評価まとめを確定させていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の議題に移りたいと思います。今年度の各機関団体の取組について、情報共有を図るということをしていきたいと思います。本年度は1回ということですので、この9月に至るまでの取組ですとか、あるいは、今年度中の残りの期間に各機関団体で取組まれることなど、ぜひ、ここでご紹介いただきまして、情報交換を行って、再犯防止の推進を図っていく上での一助とさせていただければと思います。ではまず初めに県のほうから、今年度の県の取組についてのご紹介をお願いいたします。

<事務局、県の取組について説明。また、資料2「県営住宅について」を説明>

(小西座長)

ありがとうございます。リーフレットの配布とか、ホームページの活動掲載の方向性など、啓発についてのご紹介。また、来年2月に予定されていらっしゃる研修会や意見交換会、各市町村の皆様との会について、ぜひご参加いただければというようなことでご紹介いただきました。また、県営住宅についても、詳細に資料に基づいてお話しいただきました。ありがとうございます。

では、各ご出席者の皆様から、今年度の取組について、また今後の取組の方向性について、お話をいただきたいと思いますので、いつもながらですけれども、時計回りで、

竹内委員から、恐縮ですが、お話いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

（竹内委員）

神奈川県就労支援事業者機構の竹内と申します。当機構では本来の事業の他に、神奈川県と法務省と厚生労働省の委託事業をしています。加えて、少年の職場体験事業を6年ぐらい前からしています。この対象は保護観察中の少年も含めますが、その前の段階の、保護観察になる前の問題少年を対象にしています。体験先は協力雇用主さんの事業所で、しかも少年問題に関心の高い事業主にお願いして、少年を2日間体験させてもらっています。ただ、活動資金不足やマンパワー不足もあるものですから、今後どうしようかと考えているところです。対象少年は、いろんな機関から相談を受けており、今年は弁護士会と家庭裁判所から依頼を受けていますが、もう少しきちんとした制度で行いたく、現在弁護士会の子どもの権利委員会のグループと協定書を結んでやろうと話を進めています。また、橋本委員さんのところのBBS会員には、一緒に協力してやりませんか、と呼びかけをし、上手くいけば連携しながらやっていこうというのが、今年の計画になっています。

それからもう1つ、横浜刑務所との話ですが、先ほどもお話がありましたが、非常に内定率高いということ。それは「就労支援フェスタ」が上手くいっているのではないかと思います。そこに新たに「ミニフェスタ」も始めました。狙いは、受刑者にもっと多くの協力雇用主を知ってもらうことと、「就労支援フェスタ」では通常4社が参加し、100名程が集まり事業所説明を聞きますが、「ミニフェスタ」では1社だけにし、そこに同社の話を聞きたいという者20名程集めて、きめ細かな説明を行うもので、そこで話し合いをしていくなかで、協力雇用主について、よく知ってもらう機会にしようとするもので、昨年からは実施し、今まで3社がミニフェスタに参加してもらっています。ミニフェスタに参加する事業所は、当機構が選定し、参加を促していますが、実際に就職にも繋がっていることから、引き続き事業主と連携して、この事業を進めていこうと思っています。

それから最近思うのですが、保護観察所からの就労支援では、難しいケースの支援依頼が増えているように思います。日本版DBSのケースとか、家庭内の刃傷事件、覚せい剤で5回服役したケース、性犯とか放火を繰り返しているもの、そして70歳を超えるものの支援依頼等々です。当機構も長年、刑余者の就労支援を続けていますが、難しいなあ、と実感しているところです。事業主とはいろんな話をしますが、ある事業主からは「リスクを負うことを覚悟して採用します」と言われたこともあり、事業主にご負担を掛けているのではないかと悩みます。そこに、覚せい剤の男が裸で事件を起こしたり、ある事件では以前にも同様な事件を起こしていた、という事件報道があったりすると、事業主も採用に躊躇したり不安視してしまいます。そんな状況下にあって、不安等

を少しでも和らげるものの一つに、更生保護事業に携わっていることを評価する顕彰制度かあるのではないかと考えています。顕彰には、機構の会長表彰、保護観察所長、法務大臣表彰等がありますが、事業主からすると、保護観察所長や法務大臣とは余り馴染がないところもあって、実際、いろいろ事業所を訪問すると、市長表彰や県知事表彰が掲げられているのを目にするところです。先ほどお話がありましたが、優良保護司さんに対し県知事顕彰があるという話ならば、優良協力雇用主さんの県知事顕彰もあっていいのかなあ、と思う次第です。こんなことが実現できるよう関係機関に働きかけたいと思っています。以上です。

（小西座長）

ありがとうございます。少年の職場体験、あるいは横浜刑務所での就労支援のミニフェスタとか、機関連携がかなりいろいろな進められていることについてご紹介いただきましたとともに、また、難しいケースの課題とか、今後、優良協力雇用主の方の表彰の仕組みもあっていいのではないかとのご提案をいただきまして、ありがとうございます。では、続きまして高橋委員、お願いします。

（高橋委員）

神奈川労働局の高橋でございます。日頃から、刑務所出所者への就労支援につきましては、各関係機関の方々にですね、ご協力のほうをいただきまして、ありがとうございます。神奈川労働局では主にハローワークにおける就労支援というところがメインで行わせていただいている、取組の一例ですけれども、昨年、久里浜少年院さんのほうにご協力いただきまして、社会福祉法人のご担当者様にお越しいただいて、車椅子に座って、体に重りをつけて高齢者の疑似体験をしながら、介護に関する職業講話、それから体験っていうことを実施させていただきました。当然少年院ですので、就職というよりは、就業経験の少ない若者でございますから、職業を知ってもらうっていうことを目的として、昨年度実施したところになります。ちなみに今年度もこれからの予定ですけれども、来月、屋根瓦の企業にお越しいただいて、仮の壁枠ですとか、瓦の貼りつけなどを体験してもらうってようなイベントを予定させていただいているところでございます。それと、ハローワークのほうに就労支援ナビゲーターということで、職業相談をする職員がいてですね、刑務所さんのほうに行ったり、ちょっと常駐して職業相談をしたりということをやっているのですけれども、矯正施設における就労支援っていうのは特殊性がありまして、日々支援を進めていく中で課題ですとか悩みですとか、そういったものが多く出てきているところです。これは昨年のお話なのですが、厚労省の本省のほうですね、関東ブロックで刑務所を管轄するハローワークの就労支援ナビゲーターを呼んで、神奈川のほうが幹事の局になったのですけれども、経験交流会っていうところで。各県の担当の悩み等々をディスカッションして、今後の知識の向上に努めるというような取

組も昨年は実施いたしました。いずれにいたしましても、出所後に就労するというのは再犯防止の観点からも大変重要な部分だと思いますので、就労支援という部分で、ハローワークのほうも尽力していきたいというふうに思っております。私からは以上でございます。

(小西座長)

ありがとうございます。ハローワークでの様々な取組ですね。久里浜少年院での職業講話についてのご紹介とか、就労支援ナビゲーターのご活動についてもお話いただきました。ありがとうございます。続いて太田委員をお願いします。

(太田委員)

神奈川県地域生活定着支援センターの太田です。いつもご協力いただきまして、どうもありがとうございます。特に行政の方たちのご協力は私ども不可欠でございますので、本日お集まりいただいて、本当に皆さんと顔の見える関係ができると嬉しいです。さて、今年度はですね、私どもの業務の中で、毎年5つご紹介していると思うのですが、1つ目がコーディネート業務。矯正施設に行って、退所予定者の帰住地の調整を行うお仕事です。2つ目がフォローアップ業務。矯正施設退所者を受け入れた施設などで助言を行うこと、また、その対象者に一緒にお手伝いをするというようなお仕事です。3つ目が被疑者等支援業務。こちらのほうは被疑者、まだ刑務所等矯正施設に入る段階の前の方と、警察署の留置場等で面接を行って、再犯しないように、福祉サービス等の利用調整をその段階で、釈放後の継続的な援助を行う業務でございます。4つ目が相談支援業務。これは地域の方たちの相談に乗る。例えば、矯正施設から出られた方がいるけれども、こんな困ったことがあるのだけれど、といったご相談に乗ることです。5つ目がですね、今まで、研修等、啓発啓蒙の業務だったのですが、これの名称が変わりまして、関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等という名前になりました。こちらはまさに、地域の方とネットワークを結ぶことを業務の1つとして、今年度からやりなさいということになっております。私どもは、昨年度はプリズンサークルという映画の上映会を行いました。今年度も引き続き、フィルムのタイトルは未定ですが、上映会を1月18日に行う予定でございます。その上映会のイベントとして、昨年度も、お互いを知るプロジェクトというものを行ったのですが、昨年度はリアルに会場に集まっていたのですが、今年度はまず1回目はz o o mで行う予定でございます。詳細はまだ詰めている段階ですが、10月22日水曜日、13時から16時を予定しております。申し込みもオンラインでございまして、まだ申し込みの受け付けが開始されていないのですが、9月中旬から行う予定でございます。皆様ぜひご参加いただけると、とても助かります。それぞれの顔の見える関係を築きたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(小西座長)

ありがとうございます。地域生活定着支援センターでの5つの事業、そしてその中でも地域とのネットワークづくりというところを更に発展させていращやるということで、具体的に、お互いを知るプロジェクトということで、第2回を10月22日に開催されるご予約ということで、ぜひ、ご関心のある方はお申し込みいただければと思います。ありがとうございます。では、続きまして、小林代理、お願いいたします。

(小林代理)

横浜地方検察庁の小林でございます。日頃から検察庁が取り組んでおります入口支援にご理解ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。検察庁では、個々の事件を担当します検察官が、不起訴、刑の執行猶予等により、社会復帰する対象者の中で、何らかの環境調整を講じなければ、再び犯罪を繰り返してしまう恐れがあると認めた場合に、検察庁の中で再犯防止業務を担当しております刑事政策総合支援室、こちらに相談をする仕組みになっております。その相談件数につきましては、令和5年度は199件でしたが、令和6年度には234件と増加し、今年度も7月末の時点で96件と、例年を上回るペースで推移しております。これらの相談のうち、生活基盤が整っていないものの、健康で労働意欲のある対象者であれば、保護観察所において、更生緊急保護の手続きをとらせていただいています。もっとも、医療、福祉的な支援の想定される事案というのが大半でございまして、検察庁では、専門資格を有する社会福祉アドバイザー2名が週3日勤務しているほか、9名の心理職の方々に登録いただいております。専門知識を生かした社会復帰支援に取り組んでおります。実際には、福祉的サービスを受けることや、関係機関が対象者の情報を共有するということに同意する旨の書面を対象者から徴した上で、社会福祉アドバイザーが関係機関の方々と連携を取り合いまして、対象者の生活面、健康面などの情報を入手し、心理検査の結果を踏まえて対象者との面談を実施して、適切な支援策を検討しております。そして、検査、面談の結果、これに関係機関の担当者の方々にも情報提供をするなどしております。これらの事案の中には、勾留中の段階から保護観察官の方や、地域定着の方に対象者の面談などもしていただいて、中長期的なフォローアップをしていただくケースもございますし、対象者のみならず、そのご家族と面談を行ったりするケース、あるいは、地方自治体や医療機関などの担当者の方にご参集いただいてケア会議を開催するというケースもございまして、それぞれの対象者に見合った支援の実施を心がけております。とはいえ、検察庁の入口支援と申しますのは、具体的な福祉支援策を行う機能を検察庁が有しておるわけではございませんので、個々の事件の刑事処分が下されるまでという、その短期間しか携わることができません。あくまでも支援が必要な対象者を関係各機関の方々におつなぎし、その皆様方に福祉的、医療的支援を行っていただいているのが実情でございまして、日頃か

らのご尽力に改めて感謝申し上げます。

ところで、検察庁の取り組む入口支援でございますが、その逮捕勾留された対象者であれば、勾留期間の10日間、最大でも20日間という限られた期間内に支援策を決めなければならないことから、関係機関の方々との連絡調整には迅速さが欠かせません。先に申し上げましたとおり、私どもは対象者から同意を得た上で関係機関の方々に連絡を差し上げて、対象者の情報をご教示いただいているところでございますが、私どもの周知不足などから、窓口担当者の方に入口支援の業務が十分ご理解いただけていないケースも散見されました。検察庁では、関係機関との連携を深めていくために、本日のような協議会などに参加させていただいておりますし、その他、保護観察官との担当者レベルの連絡会を実施して、各地方自治体や保護司会などが行っている会議においても、検察庁の入口支援の取組の現状を説明させていただいているところでございまして、今後このような啓発活動に努めていく所存でございます。最後になりますが、安心安全な社会実現のため、障害者など生きづらさを抱えた人たちが取り残されない、実効性のある支援策につなげて参りたいと考えておりますので、今後ともご協力よろしくお願い申し上げます。

(小西座長)

ありがとうございます。横浜地方検察庁での刑事政策総合支援室のご活動紹介とともに、またご協力のご依頼ということで、ますます連携が進めていければと私自身も思います。ありがとうございます。では、続けて玉井委員をお願いします。

(玉井委員)

久里浜少年院の玉井でございます。少年院は、家庭裁判所で保護処分を受けた者を一定期間収容して、そこに矯正教育を施した上で再犯防止に資するというのを最大限の取組として行っている、法務省の所管の矯正施設でございます。久里浜少年院では、社会貢献活動として3点、去年から引き続きになりますが、行っております。1つは花育といいまして、フィランソロピー協会のご協力等いただいておりますね、蘭の花を全在院者に育てさせています。それが育って花が咲いた段階で、関係機関等、福祉施設へ寄贈しています。少年たちも蘭を育てることで、自分たちでも綺麗な花を育てることができた、というような達成感も十分に受けますし、寄贈先の方でもですね、綺麗なお話をいただいております。ありがとうございます。ありがとうございます。これは継続して行っていきたいというふうに考えています。本年も、もう今、少年たちの各部屋ですね、自分たちの教室の中で、胡蝶蘭を育てています。なかなか難しいのですよね。実は、私のデスクの後ろの棚の上にも二鉢置いてあるのですが、何か今にも枯れそうな感じがしてですね、どうしたらいいのかよくわからなかったりするのですけれども、少年たちうまく育てています。少年たちの部屋に日が当たり過ぎず、また寒すぎず暑すぎずということで、

いい環境なのかなという気もするのですが、結構いい花が咲きます。名前をつけさせて、それを寄贈させていただくというような取組をしています。それが1つと、あとは近隣の福祉施設等にご協力いただいて、車椅子の清掃を行うようにしています。今日からまた新規で5台車椅子を預かってきて、一番上級生の少年たちが担当するのですが、綺麗にピカピカになるように掃除をして磨き上げています。結構汚れがひどかったりするものもあるようですが、そんなものも含めて綺麗に磨き上げるということで、少年たち、体の不自由な方もしくは高齢の方等に少しでもご協力ができればということで、一生懸命頑張っています。それをお返しに行く時に、先方の方と若干触れ合う機会なんかも設けさせていただいているのですが、とても喜ばれることがあるようで、少年たちの感想文の中でも、とってもいい体験をしましたと。世の中こんなに頑張っている人がいるのだから自分たちも負けちゃいけないな、というような感想を持つものも少なくありませんので、これも継続していければなというふうに考えております。もう1点は、これは刑務所さんともそうなのですが、矯正展を開催していますので、少年院は独自で矯正展を開催するという事はほとんどないのですが、刑務所さんで開催している矯正展のほうに参加をさせていただいて、少年たちが職業指導の中で作成をした陶器であるとかを、格安の値段で販売させていただいているということがございます。久里浜少年院で作っている陶器については、長瀬焼きという名前をつけています。たまたま、久里浜少年院は長瀬という地名のところに立っている施設でございますので、指導に来ていただいている陶芸の先生から、長瀬焼きという名前をつけていただきまして、大々的に販売のほうさせていただいています。少年たち、結構上手に作りますので、大きなものは1メートルぐらいの傘立てなんかも作りますし、あとはコーヒーカップやおちょこや湯飲み、そういったものも作っております。ちなみにお値段ですが、傘立てについては2,500円から3,000円ぐらいですかね。基本的に手間賃はかからないのですが、粘土代、それと塗料代、これは国の予算でもって買いますので、その分が支弁できるだけの値段をつけて応用しているというような形になります。湯飲み、コーヒーカップについては大体200円ぐらいになりますので、更生保護女性会の方々にはよく購入していただいていますので、本当によろしく願いいたします。

それと就労支援ですが、これは先ほどもご紹介ありましたが、大きく3点、今年度も実施をしようというふうに考えています。1つは、10月になりますが、職業体験学習ということで、先ほどご紹介があった千葉県にある会社さんなのですが、瓦屋さんのほうで協力をいただけるということになりましたので、そちらの方から工匠をお招きして、実際に就労支援の対象者として選定されているものを中心に、職業体験をさせたいというふうに考えています。これについては、横須賀のハローワークさんに全面的にお願いをしてやっているのですが、本当にいろいろご紹介等も含めてですね、面倒見ていただいていますので、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っています。もう1つは、企業説明会というのも計画しています。これは12月ぐらいを考えているのですが、これ

もハローワークさんにご紹介をいただいて、数社、業種の違う企業さんをお呼びして、その業種の内容等について説明をしていただこうかなと考えています。最後にもう1点は、これは就労支援、じゃないや、ごめんなさい。食品の企業さんになるのですが、就労支援フォーラムを来年2月に開催しようと考えています。これも、企業さんと呼んで、実際その企業さんの内容等ご説明をいただいて、少年たちに、就業に関する知識等を付与したいということで、やりたいと思います。ちょっとまとまりがなくなりましたが、久里浜少年の活動等については以上になります。

(小西座長)

ありがとうございます。花育をはじめとした、少年の活動や就労支援についてご紹介いただきましたが、花育に関してはまたお時間ございましたら、この第2期の神奈川県再犯防止推進計画の中の43ページに写真とともに説明が載っておりますので、お読みいただければと思います。では、続いて鍛冶委員をお願いします。

(鍛冶委員)

改めまして横浜少年鑑別所の鍛冶です。令和4年度の途中から委員を務めております。ちょっと自己紹介がてら、お話いたします。私、子供が2人おりまして下の子が小学校6年生なのですが、先日帰宅しましたら、息子が小学校から貸与されているタブレットを持ってきて、お父さんこれ見てっていうふうにやってきたので、何だろうと思って見てみたら、なんかタイピングソフトでハイスコアでも出たのかなと思って見てみたらですね、ちょっとびっくりしたのですが、この神奈川県の再犯防止推進会議の議事録でした。最新じゃなくて2年前のものでして。私の名前で検索して出てきて、それでちょっと内容が深いところまでは当然小6なのでわからないのですが、出てきたのを何か私に見せたという。息子は沢山喋った人が偉いと思っている節がありまして、お父さんも喋ってっていうふうに言われたのですけれども。ということでですね、今年度もこれまで以上に率直に、そして建設的に発言できればと思っております。よろしくお願ひいたします。

横浜少年鑑別所ですけれども、少年院や刑務所などと同じ法務省の機関になります。神奈川県内には、私が勤務している横浜少年鑑別所の名称には横浜と入っておりますが、県内に1ヶ所で県内全域が管轄のエリアということになっております。業務としては主に3つ法令に基づいて行っております。鑑別と観護と地域援助という業務があります。鑑別と観護は比較的内向きの塀の中の業務のようなところがあります。非行して警察に捕まって、そのあと、いろんなルートがありますけれども、最終的には家庭裁判所に全部事件が送られるというところが、少年の保護手続の大きな特徴となっています。そして、家庭裁判所に送られた少年のうち一部の者が少年鑑別所に入所してきます。全国のデータを見ると大体1割強ぐらいの少年が入ってきているようです。その少年に関する

レポートを作るのが鑑別の仕事。そして、その少年の中での生活を支えるのが観護の仕事と、すごく簡単にざっくり説明するとそのようなことになるかと思います。その鑑別の業務がですね、冒頭に小西座長からお話いただいたところですが、保護観察が付いている執行猶予者に対しては鑑別を行うということになりました。保護観察所も独自にアセスメントを行っておりますが、補助的な役割として、心理検査の実施等を少年鑑別所で受けているというようなところがあります。それから地域援助業務、こちらが主に私が担当している業務になります。鑑別や観護の業務をしていると、少年非行などをどんなふうに理解するかとか、どういうふうに働きかけるかというノウハウが蓄積されていくというところがあります。それを地域の非行犯罪の防止に還元しようというのが、少年鑑別所が行っている地域援助業務です。具体的には、例えば、うちの子供が…というような個別のご相談から、関係機関が行っているケース検討会、事例検討会などへの職員の派遣。それから、研修、見学、研修、講演などへの職員派遣なども行っております。例えば最近では、今日はいらっしゃっていませんが、茅ヶ崎市の方から、ちょっと珍しいなと思ったのですが、民生委員さんの研修ということで声がかかって、6月に行ってきました。ちょっと不思議に思ったので調べてみたら、ちょうどですね、茅ヶ崎市が、今の地域福祉の計画が今年度までが計画期間で、来年度に新しくすると。その新しくする際にですね、これまで入れてなかった再犯防止推進計画も入れようというような、そういう状況があったようです。昨年度の議事録を見ると、なぜ福祉の計画に再犯防止の話が入ってくるのかというようなことが結構議論されていたようなところがありました。そういった流れがあっておそらく、私たちのようなところに声がかかって研修の依頼が来たのだなっていうふうに思いまして、非行犯罪の防止と地域福祉というのはかなり近いところにあるっていうようなお話が少しできればなと思って準備して実施してきたというようなところがあります。そういった活動も行っていますので、今日、たくさんの県内の自治体の方がいらしてはいますが、もし、少年鑑別所としてお役に立てるようなことがありましたら、ご連絡いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(小西座長)

ありがとうございます。鑑別所の仕組や活動の紹介をいただいたとともに、地域援助でも、茅ヶ崎市の民生委員の方々の研修というようなことで関わられたという、本当に自治体との連携の広がりというのがあるかと思います。十分ご発言されましたので、また議事録ができましたらお子様にもご紹介いただければと思います。ありがとうございます。では、大津留委員お願いします。

(大津留委員)

よろしくお願いします。横浜刑務所調査支援部の大津留と申します。事務局に部署名が変わったので、また後で名刺を渡します。なぜ変わったかという分類審議室というのは古いネームで、調査支援部になりました。これからちょっと拘禁刑のお話をですね、少しだけお時間いただいて、昨年度、話をするすると言って、やっとオープンになってきたところがありますので、お話させていただきたいと思います。で、ちょっと役割分担しまして、管区のほうと現場のほうで説明を分けたいと思います。私のほうからまず、拘禁刑の趣旨はですね、法律的に言うと、刑務作業を今まで何が何でもやらせなきゃいけなかったっていうところから、必要な場合には作業させるし、必要な場合には改善指導教育をしますというふうに柔軟化されたということで。受刑者の特性に合わせて作業とか改善指導とかはもちろん、他の社会復帰支援をしていくということで、特性に応じてそれぞれ柔軟にやっていくっていうところが趣旨になります。あと、実は拘禁刑の受刑者ってこの前ニュースになっていましたが、今年の6月1日以降の犯罪について適用されるものですので、これから入ってくるということです。ただし、矯正局としてはですね、今までいた懲役受刑者をどうするかというと、それも準じて同じような対応をするというふうになっています。ただし、1つだけ法律で決まっているのがありまして、拘禁刑受刑者と懲役刑受刑者の部屋は一緒にしちゃいけないというふうになっています。工場とかは一緒になりますけども、部屋だけは絶対に一緒にしちゃいけないという形で、そこだけ分離するという形になっていますが、それ以外は同じような扱いになっているというところがございます。それでお手元の資料をですね、拘禁刑の創設等々で書いてあるこの資料に基づいて、管区のほうに概要のところを説明していただきたいと思います。

（関東矯正管区 大橋更生支援企画課第二係長）

関東矯正管区の更生支援企画課の大橋と申します。本日はオブザーバー参加の立場ですが、拘禁刑について簡単に説明をということで、資料を用意させていただきました。この資料を全部説明すると、とても短時間では終わりませんので、かいつまんでしかご説明できませんがご了解ください。関東矯正管区更生支援企画課は、通常は地方自治体に、再犯防止推進計画策定のためのデータを提供するとか、資料の後ろのチラシにございますような、関東更生支援ネットワークのセミナーを企画するとか、地方自治体の様々な会議体に参加させていただくなどの活動を行っております。拘禁刑創設の趣旨は横浜刑務所からご説明いただきましたが、資料の2つ目のスライドをご覧ください。懲役刑の内容として刑務作業のみが規定されていたものが、刑法の一部改正により、改善指導や教科指導が刑法上に規定されたことで、受刑者の特性に応じた矯正処遇を展開できるようになったところが、大きな特徴です。そして、次の3つ目のスライドですが、処遇を行うにあたっては、処遇調査の充実を図るということで、きちんとしたアセスメントを行うことになっています。また、特性に応じて処遇を効果的に行うための基本的

な処遇類型として、24の矯正処遇課程が新設されました。4つ目のスライドの集団編成の見直しについては、今までは犯罪傾向が進んでいないものをA指標、進んでいるものをB指標と、単軸的に処遇指標を設定し評定しておりましたが、これからの拘禁刑下では、受刑者の年齢や資質、環境、その他の事情に応じた処遇指標が指定され、いわば多軸的な処遇指標を評定することになっております。先ほど申し上げた24の処遇課程の一覧が、5枚目のスライドです。全ての課程の内容が新しくなったというわけではなく、右側にNEWと書いてある部分が新しく加わったとお考えください。特に、DS、DH、DMの課程につきましては、これまで作業ができなかった高齢者、知的障がい、発達障がいなど、福祉的支援の必要な精神疾患や障がいを有する方々に対する処遇を行うということで、今まさに各施設において、様々な工夫がなされております。6つ目のスライドは、これは左側が現行の懲役の作業がどういうものか、右側の拘禁刑がどういうものかを比較しているものです。今までは作業そのものが目的化していたものが、これからは作業を通して社会生活に適應する能力を育成する、ということに重きを置いているという点が違いです。9つ目のスライドになりますが、作業以外にも改善指導・教科指導の中で、様々な工夫がなされるようになりました。薬物依存離脱指導に関してもアセスメントが見直されて、密度別の指導コースを置いたり、教育のほうでは、松本少年刑務所における特別コースの中に女子受刑者が入ってきたり、新しく暴力防止指導（R7）が追加されたりしました。それから最後に、オープンダイアログという手法や考え方を取り入れた「対話実践」というものが導入されて、一般改善指導として実施されています。これは受刑者のみならず、職員間における面接場面においても、組織風土を高めるための取組として活用されています。他に就労支援や、社会復帰支援などの資料もお示ししたいところですが、この後の横浜刑務所の発表につなげるために私からはここまでとします。ありがとうございました。

（大津留委員）

では、引き続き今、概要のほうをお話しさせていただきましたが、私のほうから横浜刑務所で実際どうやっているのかっていうのを少しお話しさせていただきます。で、正直言って今どういう状況かって、プロジェクトチームがもうたくさん立ち上がって、今まさに動いているという状況ですけど、私から3つほどお話ししたいと思います。今お話があった矯正処遇課程24つのコースのうち、横浜刑務所は特に何が新しくなったかという、先ほど5ページ目にありましたけども、DS、DH、DMというのが横浜刑務所に割り当てられています。これは高齢者ですとか、あと知的発達障がい、精神疾患のある人で、福祉支援が必要な人というふうになっています。これまではですね、それぞれ若い受刑者とも全部一緒くたにして処遇していたのですが、この人たち専用の工場を設けまして、専用のプログラムを設けるというふうになっています。例えば高齢福祉で70歳以上の方ですと認知症予防のための脳トレとかですね、あと体操をやっています。

あと、知的発達障がいの人だとコグトレって言ったらいいいですかね、棒を使って運動機能を高めたりとか、ワークブックをやって学習機能を高めたりっていうのをやったりしています。あと精神疾患の人は、出所後、関係者とか医療関係者の人といろいろ関わるので、職員を初めとして、対話をしながら、他の支援してくれる人とどうつながるかということ、そういう訓練というか慣れさせるということをやっていくというふうになっています。もう1つがですね、このスライドの中の最後のところにあります4つ幾つかありますが、先ほどあったオープンダイアログを取り入れた対話実践っていうところ。現場に非常に大きな衝撃というか影響力を与えていますけど、これは何を目的としているかというと、受刑者の主体性を引き出すために、対等性を重視した面接ということでございます。何が衝撃的かというと、私は刑務官でありませんが、現場で言うと規律秩序を維持するために、ある意味反則行為を取り締まって、厳しいこと言わなきゃいけないというのが刑務官の主な業務だったのですが、これ面接場面入ると、お互いさん付けになって対等な人間として会話をするという、実際今まさに研修をやって、処遇困難者など少人数ですけども、実際にやっているというところでございます。実際これやってくと、受刑者たちも最初は戸惑いますけども、こういう一面もあるのだなということで、やっぱり信頼関係が出てくるっていうのは実感しているというところでございます。あと拘禁刑の話とはちょっと前後する話なのですが、実は2023年に発覚しましたが、名古屋刑務所事案というのがありまして、2回目ですけども、刑務官が受刑者に対していろいろ暴言暴行を働いたということで、それを受けて、第三者委員会の提言を受けてですね、受刑者に対して呼称をさん付けするということですか、あと行進を廃止するというのが入っています。実は拘禁刑のためにそれはやられたわけではないんですけども、結果的に同時期になされたというところで、皆さんがイメージする、ガチガチの号令をかけて番号で受刑者を呼ぶっていう感じはかなり無くなっているというのが実態でございます。ただ、さん付けっていう呼称については、なかなか一部の受刑者、例えば累30入の人からするとですね、さん付けって呼ばれるとかえって居心地悪いっていう受刑者も一部いるようですが、結果としては目立って混乱は生じてないし、実は現場で危惧していた、規律秩序が乱れるっていう危惧は、今のところそこまではないかなというところでございます。ただこれ、長期的に検証は必要ですので、もちろんさん付けしたから良くなる悪くなるっていうのはわかりません。ただ、職員に与えるインパクトがかなり大きいというのは現実かなというところでございます。あとは、拘禁刑ということで、もちろん法律に出されていることで今一生懸命やっていますが、ちょっと1つだけ難しいところが、やっぱり人手が不足しているというところでございます。矯正処遇課程という名前がありますけど、これは玉井委員もよくご存じですけど、少年院のほうで矯正教育課程という名前がありまして、これはその考え方がある意味、刑務所に持ってきたというところなのですが、少年に寄り添ってという、同じように受刑者に寄り添ってというところですけども、ただ受刑者の数が少し減ってお

ますけども大きくは減っていませんので、どう人手を確保しながら合理化しながら、現場できめ細かなケアをしていくというのが、今最も課題になっているというところでございます。多分これからいろいろメディアでも出てくるかなというふうに思いますけれど、その都度私のほうからも発信させていただければというふうに思います。以上でございます。

(小西座長)

ありがとうございます。以前から拘禁刑についてご紹介いただけるということで、今回かなり詳細に、拘禁刑の導入と受刑者処遇の新しい展開、また具体的に横浜刑務所での取組について、詳細にご紹介いただきました。ありがとうございます。では時間が押しておりますので、次に移りたいと思います。では、鍋島委員お願いします。

(鍋島委員)

横浜保護観察所でございます。先ほど6年度評価まとめの中で、活動実績の報告ございましたが、日頃から更生保護活動また、更生保護関係団体に対しまして、多大なご支援ご協力いただいておりますことを改めて感謝申し上げます。また本日はオブザーバーで、自治体の方たくさんいらしておりますけども、自治体からも多数のご協力いただいております。ありがとうございます。引き続き、皆さんと協力しながら、更生保護活動を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。私ども近年ですね、地域に貢献する更生保護ということを目指しているところでございます。地域の中で更生保護をしっかりと貢献していくために、先ほど鑑別所さんのほうで地域援助という話がありましたけども、更生保護の分野におきましてもですね、地域援助を行っていくということで、更生保護法を改正し、令和5年12月から施行をしておりますので、ご紹介をさせていただきます。今まで私ども、関われる期間、保護観察の期間中や、更生緊急保護と言っておりますけども、犯罪をして身柄拘束された方が釈放された後、一定の期間等、定められた期間しか関わりを持つことができなかったところでございますけども、法律改正いたしまして、保護観察が終わった人でありますとか地域住民の方から相談がありましたら、必要な援助をできるようになったところでございます。そういう方々からご相談があれば、援助、相談に乗っていくのですけども、私どもでできることは限られておりますので、皆様方、自治体でありますとか、関係機関と連携しながら必要な支援につなげていくということになります。とは言いながらですね、保護観察所も、この法改正を機に、犯罪や非行に関する専門機関として、皆様と一緒に、つなげて終わりではなく、つなげた後も引き続き関わっていくということ、地域援助としてやっていくということで目指しているところでございます。そのためには地域の支援機関との連携が必要でございます。今でも個別ケースでは連携をとっているところでございますけども、例えば重層的支援事業への取組との連携でございますとか、また地

域の支援者会議に参加させていただく等、地域ネットワークとの連携の強化を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。また、連携にあたりまして自治体でありますとか、関係機関の皆様方に更生保護を知っていただく必要を感じておりますので、研修の機会等、ご説明をさせていただく機会があれば、私どもご説明に伺わせていただきまして、更生保護の取組等の説明をしたいと考えております。どうぞ、そういうご要望があれば、気軽にご連絡いただければと思います。法改正を契機に、私ども地域の中でこれまで以上に貢献していきたいと、皆様と一緒に活動をしていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。地域援助のご紹介でございました。

（小西座長）

ありがとうございます。令和4年の法改正で取り入れられた、保護観察所における地域援助についてご紹介いただきました。ではまた引き続き行っていきたくと思いますが、時間がかかり押していますので、申し訳ありませんが、簡潔にお話いただければと思いますので、すみません。よろしくお願いいたします。では、徳田委員お願いします。

（徳田委員）

神奈川県弁護士会の徳田です。今日ちょうど裁判、調停の期日が入っていましたので、遅れてしまいまして申し訳ございません。神奈川県弁護士会ではですね。前回ご報告した状況とあまり変わっておりませんで、社会福祉士会と協定を結んで、刑事弁護における福祉職との連携ということで、障がいのある方、特に発達障がい、知的障がいの方の事案について共同で担当して、更生支援計画を立てて、入口支援においてもそうですし、実際に公判になって証言していただくみたいな活動に、大分前から取り組んでいます。非常に順調に利用実績も伸びているところでございます。これにあたって福祉職の方への費用の支弁制度っていうのを、日弁連の声掛けで、各弁護士会の規則改正等によって導入されているのですが、この利用実績も非常に好調ということで、神奈川でも好調です。全国的にも利用されているという状況が報告されているところです。現状、神奈川という日弁連レベルの動きですと、これを国費で支弁できるように、例えば日本社会福祉士会と協議を持って、あるいは国への申し入れをどういうふうにしていこうかということで、実績を積み重ねているという状況です。神奈川でいうと、こういった更生支援が必要な方に対する刑事弁護の取組では、特別のプロジェクトチームができていますので、そこで各事案の検討をしたり、会員に対して研修をしたりというのは引き続きやっておりますし、神奈川県社会福祉士会と一緒に勉強会というかですね、神奈川県社会福祉士会の委員会に弁護士が参加するというようなことで、この分野、徐々にですね、熱心に取り組む会員も増えてきているなという印象でございます。簡単ですが、以上で

(小西座長)

ありがとうございます。県の社会福祉士会との連携についてお話いただきました。では、続いて並木委員をお願いします。

(並木委員)

はい。神奈川県保護司会連合会の並木でございます。時間が押しているということで、配布されています第2期の47ページを見ていただいて、これは現在も取り組んでいる、私ども保護司会連合会の事業でございます。45地区ありますので、できているところとできていないところ、大いに進んでいるところと、これからのところがまちまちですけれども、私たちの気持ちとしては、どの地域でも同じように、これらの活動を広げられたらいいなというふうに思っております。ここに上がっていない部分ですね、特にお話を申し上げたいのは、今日のレジュメの20ページに、保護者の担い手不足等々の課題と今後の対応という部分が出ておりますが、保護司会としては、保護観察所に応援をしていただいて、どんなことをしているのかということについて、手短にお話をさせていただきたいと思います。まず、担い手不足解消のための取組ですけれども、これは川崎市において行われていましたけれども、保護司セミナーという形で、一般の方々や住民の方に向けて、更生保護とは、保護司とは、ということをざっくりばらんに協議していただいて、保護観察所からの説明をしていただく。担い手になってみませんか、というような取組を具体にしているところです。また、地域会議ですね、これ福祉保健センターですとか、生活支援課、区役所ですね、あるいは社協の一般職員。それから各種相談機関、NPOの社会福祉士さん等が協議をする研修会に、私ども保護司会の代表と、横浜保護観察所の職員と、更生保護の講義をしていただいた後のグループ討議をするというような中で、直接、区職員等々の皆様にも、保護司というボランティアがあって、その仲間に加わっていただきたいというような活動をしているところです。まだまだこれも、全地区で広げるのはなかなか難しいのですけれども。この他に、一般に更生保護を知ってもらうということで、各市町村の広報紙、特に更生保護であるとか、更生保護ボランティア、我々保護司、更生保護女性会、あるいはBBS会等々の説明文を載せていただいて、どんなことをしているの、もし興味関心があれば、お声がけをして欲しいと。そんなことで、今、働きかけを強めているところです。時間が押しているということなので、この程度で。

(小西座長)

ご協力いただきありがとうございます。第2期の神奈川県再犯防止推進計画の47ページに、具体的なお活動が載っているということをご紹介いただきましたので、後ほどご覧いただければと思います。また、担い手不足の解消のためのセミナーの開催につい

でも、ご紹介いただきました。ありがとうございます。では、続きまして原委員お願いいたします。

(原委員)

私は県の更生保護女性連盟のほうから参りました。今、保護司会会長さんのお話にもございましたが、更生保護女性連盟はもっと認知されていないのですね。構成員はいろいろです。地域によって、例えば民生委員さんがなったり、町会の役員さんがなったり。私は川崎市中原区から参りましたが、そちらでは、保護司、女性保護司と、保護司夫人が主な構成員です。私たちが何よりも大事にしているのは、優しい心を思い出してもらうということ、一番念頭に考えています。計画冊子の 50 ページにも出ておりますが、川崎ダルクさんのほうで、料理を教えてほしいという依頼がございました。地元の川崎地区のほうで担っております。自炊をしたいのだけど、ご飯は炊けてもおかずを作れないというお話なのですね。私たちはおせっかいお婆さんですから、一番得意分野で、ダルクの皆さんとお買い物から一緒にして、もう 9 回になります。季節のものを活かした料理というのを 2 つ 3 つ作りまして、ダルクの皆さんと一緒に食事をするわけです。本当に美味しい、おふくろの味だって思い出してくださるのです。それが何より嬉しくて、皆さん笑顔になって。美味しいものを食べて苦い顔をする方はいらっしゃいませんよね。そういう雰囲気が、私は生きづらさに寄り添っていくということだと認識しております。これからもそういう活動を続けて、何しろ民間ですから難しいことは言いません。私たちがダルクに出入りするということは、その周りの地域の方にはとても安心感を与えるようです。こわもてのお兄さんたちが出入りするよりも、私たちが出入りするということの効果もつくづく感じております。これからも、隣の橋本さんの BBS 会ではお兄さんお姉さん、私達はお母さんとして、再犯防止に向けて心に寄り添って活動していきたいと思っております。以上でございます。

(小西座長)

ありがとうございます。ダルクとの連携も含めて、活動についてご紹介いただきました。ダルクとの連携については、第 2 期の神奈川県再犯防止推進計画の 50 ページに詳細が載っていますので、ご覧いただければと思います。では、橋本委員お願いします。

(橋本委員)

神奈川県 BBS 連盟の橋本でございます。こちらの冊子の 49 ページに、当連盟の活動内容が記載ございますので、お手すきの際にご覧いただければと思います。BBS は全国的に活動している青年ボランティア団体でございまして、神奈川県では約 200 名の会員が活動しております。活動の主な柱となるものとしては 4 つございまして、1 つ目が友達活動というもので、主に保護観察を受けている少年と BBS が一対一で、特別に

関わる活動のことを友達活動というふうに呼んでいるのですが、こちらは年間大体5名程度の少年と活動を継続しております。2つ目がグループワークというもので、BBS会員と少年や子供が大勢で関わる活動のことです。こちらは、スポーツや料理などレクリエーションを通して関わる活動ですが、年間5回程度実施をしております。3つ目が施設訪問で、県内の児童自立支援施設や、児童養護施設、児童家庭支援センターへ、毎月定例で訪問活動を継続しております。最後に広報活動としまして、横浜保護観察所や、県内の保護司会、更生保護女性会の皆様と連携させていただいた、社会を明るくする運動への参加を通して、地域の皆さんへ更生保護活動を知っていただけるように取組を行っています。また広報活動の一環として、毎年、横浜刑務所で開催をされております、横浜矯正展へ今年度も出展させていただく予定でございます。11月1日土曜日に、神奈川県BBS連盟として、お餅の製造と販売を行う予定でございますので、もしご都合よろしい方はお越しいただければと思います。県内の更生保護女性会の方にも、当日はお手伝いとして参加していただく予定となっておりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。今後の新しい活動としましては、先ほど竹内事務局長からお話があったのですが、神奈川県就労支援事業者機構で実施されていらっしゃる、少年の職場体験に関して、BBSもその場で何か関わらせていただければなという風に思っておりますので、既存のこれまでの活動も大切にしながら、新たな活動も今後取り組んでいけるように努めたいと思っております。以上です。

(小西座長)

ありがとうございます。BBSのご活動についてご紹介いただきました。また、詳細は第2期の神奈川県再犯防止推進計画の49ページに掲載されておりますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。では、志村委員お願いします。

(志村委員)

志村です。私は神奈川県更生保護事業連盟の会長をやらせてもらっていますが、神奈川県には4つの更生保護施設があります。川崎に自立会、横浜に力行舎とまこと寮、小田原に報徳更生寮。4つの施設があるのですが、この更生保護施設は、今日いらっしゃる皆さんのおかげで成り立っております。県の更生保護協会、就労支援事業者機構をはじめ、保護司会、BBS、更生保護女性会、就労支援と、多くの皆さんで支えられております。更生保護施設ってというのは、刑務所、少年院から社会に復帰する、その中間の団体というところでありまして、やはり、そういうところから社会に出るにはなかなか、いろいろと馴染まないという難しい問題があります。更生保護施設で、いろいろと社会に慣れてもらっている形であります。7月に社会を明るくする運動がありましたけども、この時に黄色いハンカチを寄付してもらいました。これは更生保護女性会から県西のほうにありました。これは、昔映画で黄色いハンカチ、幸せを招くハンカチっていうこと

で、高倉健が主演した映画なのですが、やっぱり社会に家庭に戻るには温かく迎えようということで、温かく迎える場合には黄色いハンカチを家の前に立ててくださいというような形であった、それを参考にして黄色いハンカチを 10 枚ばかりしてもらって、これを毎年やっていく予定ですけれども。これによって旗がなびいていて、寮生からも明るい雰囲気で大変温かく迎えてくれるってことで喜んでいきます。これを参考に、入るところから黄色いハンカチで温かく迎えよう。それと、中へ入ってからは、とにかく寮生っていうのは、なかなか明るい面がなくて難しいのですが、少しでもボランティア活動とかね、社会のためにやろうっていう形の雰囲気を持つために、更生寮では、なるべく寮生の明るいところ、よいところを見るようにしております。一生懸命お掃除を、自分の部屋だけじゃなくて部屋全体はともかく、廊下とか皆さんが使う洗面所とか、お風呂とか。それを自発的に自分からやってくれるような形が出てきております。これはなぜかっていうと、やっぱり更生保護女性会とか B B S、保護司会等のボランティアでこういう施設に来てもらって、これはありがたいなっていうのを、寮生が感じております。それで自ら進んでやってくれるってのはね、最近すごく出てきたわけです。それもやはり再犯防止のために大事だと思うし、普段そういうボランティアをやっている皆さんの心が通じているのかなとすごく感じているところです。それでこれから更生保護としましては、これからどうするかというのはやっぱり、今出た皆さんとともに地域ぐるみで協力してもらおうということと。今寮生の中で、人ともあまり付き合いがなかったり、隣の人とも話さなかったりとか、寮生同士話も無口で、全然話さない人にどうしようかってことで、職員が農業を紹介して田んぼに行ったら、すごく明るくなって、それから寮生とも職員とも積極的に話すようになって、がらっと変わったっていうのがあって、今までハローワークにも行かなかったのに、自分から進んで仕事をしようという意欲が湧いてきたということでもありますもので、そういう意味合いでは、更生保護施設の役割は大変必要じゃないかなっていうのはすごく感じております。それとともに、寮の中から出てからも、国の方針で、これからはやっぱり一度出た人に対しても訪問支援ということで。あと、ハローワークがフォローするということで、そういう国の方針で、観察所を通していろいろとご指導受けているわけですが、一遍出てもう知らないよ、じゃなくてね、それから相談があれば、寮のほうへ来てもらって何でも相談ありますよ、こちらから行って相談しますよっていう形も今、国の方針でやらせてもらっています。そういう形で今、だんだんと変わってきておりますので、国の方針で刑務所、少年院等も、今出た拘禁刑で昔と違った新しいやり方ってことになっていきますので、これからは更生保護施設は、やはり今までと違ってもっと積極的に、寮生の新しいところ、いいところを見ながら褒めてやって、それで少しでもね、明るく自分から進んで社会のために貢献するっていうぐらいの気持ちになるような形をとりたいなと思っています。そのためにはね、少しでもメダル等ね、一生懸命やっているのですから、感謝状を本人に渡したりとか、メダル記念品を渡したりして、やっぱりなかなか褒めてもらえることが少な

かった、そういう寮生が喜んでそれを大事にしていつまでも持っていてくれて、大変喜んでいられる感じがしますよね、これからも更生保護施設は、県下4ヶ所ありますので、足並みそろえて、黄色いハンカチとか褒める教育や指導とか、地域とも連携しながら、進んでいければなと思っています。特に更生保護女性会が、食事をやってもらってきた。そういうあれがすごくよくて、自分から積極的に更生保護女性会とも話し合ったりして、大変明るく、この間保護司会が、寮に全員が来て、ある地区でお掃除をやってもらった。その時に一緒になって、寮生が部屋の中の掃除を手伝ったりして、こっちから頼んだわけじゃないのですが、自発的にそういう動きは出てきていますから、世の中だんだん刑務所も変わっていると思いますけども、寮の更生保護施設のほうも、そういう形で自発的な動きが出てきたっていうのは大変、国の動き、また、地方公共団体、県とか、観察所、皆さんのいろいろとそういう形が、実際にいい方向に表れたなとすごく感じております。そういうのも含めて今後も頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

（小西座長）

ありがとうございます。処遇施設として、現在展開されていることのご紹介がありました。では、すみません。もう時間もかなり押して申し訳ありませんが、田中委員お願いします。

（田中委員）

神奈川県更生保護協会です。私どもは更生保護法人といい、更生保護事業に基づき法務大臣の認可を受けて設立された、公益性の高い法人です。大きなところで2つの柱の仕事をしており、1つ目が地域連携・助成事業、もう1つが通所訪問型保護事業。いずれも、一昨年の改正更生保護事業法の施行に伴い名称変更されました。新しい考え方の下、名称変更があったものです。

まず地域連携助成事業は、保護司、更生保護女性会、BBS、更生保護施設といった更生保護関係の団体が円滑に活動できるよう、言わば民間の更生保護ネットワークのハブとして、横浜保護観察所と一緒に、各種の会議、行事、研修、広報啓発の事業などの企画、実施、助成を行っています。最近の活動としては、神奈川県保護司会連合会と一緒に、Webサイト「かながわ更生保護ネットワーク」開設し、その中に更生保護関係団体の会員専用ページを設けて、連携を強化していこうとしております。

通所訪問型保護事業については、従来から横浜刑務所、横須賀刑務支所、各拘置支所から出所する人たち、あるいは出所後、保護観察所に出頭してきた人たちに対して、緊急的に必要となる生活等資金の一部を支給する更生援助金を実施しています。これ以外、従来就労支援の一環として行ってきた身元保証制度、つまり、身元保証の確保ができない保護観察の対象者や更生緊急保護の対象者に対して、民間団体が主体となりまして、

1年間身元を保証する、具体的には、雇用主さんに損害を与えたような際に、損害の対応などに応じ、一定額のお見舞金を支給する制度や、更生保護施設を退所した後、訪ねてくる人たちに支援を行うフォローアップに対する助成を息の長い支援事業ということで、今日的な名称に改め実施しているというところです。私からは以上です。

(小西座長)

活動のご紹介ありがとうございました。では、薬師寺委員お願いいたします。

(薬師寺委員)

私ども神奈川県社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉推進を行う団体でございます。県の地域福祉課と連携しながら各種事業を推進しております。会員組織になっておりまして、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉法人、施設、また、更生保護法人、県保護司会連合会の皆様などに会員になっていただきまして、全県的な地域福祉に関して連絡調整業務を行っているところです。私どもの機関紙『福祉タイムズ』で、今回、竹内委員にもご協力いただきまして、協力雇用主の方を取り上げることができました。ご協力いただきましてありがとうございます。私ども、この委員会に参加するようになりまして、社会を明るくする運動とあわせて、更生保護に関わる関係者の皆様、取組を地域福祉の関係者に周知したいという思いから、年1回ではございますが、このように取材をさせていただいて周知を継続して取り組んでいきたいと思っております。今回の取材記事は福祉タイムズの9ページに、厚木市にあります株式会社静科様にご協力いただきました。後ほど見ていただければと思います。もちろんホームページでも公開しておりますので、ぜひご覧ください。以上でございます。

(小西座長)

ご紹介いただきありがとうございます。お配りいただきました福祉タイムズの9ページの記事につきまして、皆様、ぜひお読みいただければと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。いろいろと皆様方、各委員からご紹介いただきました。

1点だけすみません。時間が超過したのですが、今年1回しかないので、私のほうから1つだけご紹介させていただければと思うのですが、毎年、法務省でブロック別再犯防止シンポジウムというのを行っております。令和7年度は、来年になるのですが、令和8年の2月14日土曜日の午後1時半から4時まで行われる予定になっております。こちらの関東ブロックの再犯防止シンポジウムにおいては、今年度は、民間協力者による社会課題解決としての再犯防止の取組というテーマで、サブタイトルが、なぜ再犯防止に取り組むのか、その必要性を考える、とするシンポジウムです。こちらを、今年は、早稲田大学国際会議場で行うということになっておりまして、現在も今回の事

事務局となっている、関東矯正管区のご担当者の方とも連携をとりながら、また学生を巻き込みながら、現在準備を進めております。まだちょっと先なので、今のところ何も資料もないのですけれども、近くなりましたら、資料も、様々各所からご連絡が参るかと思しますので、ぜひ、来年2月14日土曜日午後1時半から4時まで、当事者の方、また企業の方、また福祉の方、またマスコミ、読売新聞の方が来る予定なのですけれども、ご登壇いただいて、また学生も登壇した上で、民間からどういうことができるのかというようなところから、再犯防止に関するシンポジウムを行うことになっております。ぜひご参加いただければと思いますので、ご紹介させていただきました。すみません。司会の不手際で時間も超過してしまいましたが、議事進行は以上で終了といたしますので、事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

最後に、事務局から連絡事項がございます。今年度の推進会議につきましては、1回となります。次回、来年度の第1回推進会議は、7月以降の開催を予定しております。また委員の皆様の任期についてですが、2年間となっておりますので、令和8年3月末をもって任期満了となります。後日、個別に再任等のお伺いをさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 閉会

(久保倉地域福祉課副課長)